

管理栄養士等 NPO 紹介システム運用規約

目的及び事業

（目的）糖尿病を含む生活習慣病等の栄養指導を担当する管理栄養士を医療機関に紹介することにより、糖尿病医療の向上を図ることを目的とする。

（事業）NPO 法人西東京臨床糖尿病研究会に所属し登録された管理栄養士を、院内での栄養指導を希望する医療機関に紹介し、糖尿病に関する情報収集・情報提供を行う。

（管理栄養士の登録）NPO 法人西東京臨床糖尿病研究会は、会員であり、管理栄養士資格を有し、栄養指導を実践している者の中から適当と認める者をNPO法人西東京臨床糖尿病研究会登録管理栄養士として氏名その他必要事項を登録簿に登録する。

（紹介する医療機関）NPO 法人西東京臨床糖尿病研究会の会員で、院内での管理栄養士による栄養指導を希望する医療機関

（紹介手続き）管理栄養士による栄養指導を希望する医療機関の医師は、栄養指導開始 2 ヶ月前までに所定の紹介依頼書に必要事項を記入し、NPO 法人西東京臨床糖尿病研究会理事長へ提出する。理事長は前項の規定による依頼があった時は、内容等を審査し、その採否を依頼者に通知するとともに適当と認める登録管理栄養士を紹介する。
当該医療機関と管理栄養士との雇用契約は当事者間で行うことを原則とする。

（管理栄養士の研修と指導実績の報告）登録された管理栄養士は栄養指導技能向上のための研修と当システムで行われた栄養指導の実績について年 1 回理事長に報告する。

（任期）管理栄養士登録の任期は 1 年とし、再任を妨げない。

（経費）登録および紹介に経費の負担は必要としない。

（庶務）理事長は担当委員会を設け庶務を委嘱できる。

（その他）この事業に関わる必要事項は理事長が定める。

附則

この規約は 14 年 10 月 4 日から施行する。